

# 業 務 仕 様 書

## 1 委託業務名

洋上風力発電施設に係る港湾整備調査業務

## 2 業務の目的

本県では、カーボンニュートラルの動きをチャンスととらえ、その実現に向けた企業等の積極的な取組を促進することで、県内の産業振興や地域経済の活性化につなげていこうとする「ゼロエミッションみえ」プロジェクトに取り組んでいる。その柱の一つとして、再生可能エネルギーの導入・利用促進を掲げており、洋上風力発電の設置に向けた取組を促進することとしている。

本業務では、国内の先行港湾の整備状況や利用予定、また国の検討内容等に加え本県のポテンシャルを踏まえつつ、県内港湾について洋上風力発電施設の設置・維持管理に必要な整備の方向性を整理・検討するとともに、整備を検討すべき港湾の候補を選定することを目的とする。

## 3 業務の内容

本県のポテンシャルをふまえ、洋上風力発電設備の設置及び維持管理に必要な港湾の整備の方向性を検討するとともに、県内港湾から整備の候補となる港湾を選定すること。

なお、検討・選定にあたっては、次の点に留意し、成果品に反映（記載）すること。

### 【留意事項】

- ① 基地港湾について、本県港湾（三重県知事の管理する港湾（19港湾）※四日市港は除く）のポテンシャルを検討すること。その際、基地港湾の考え方やスペック等を明らかにすること。
- ② ①について、浮体式洋上風力発電設備に関する考察を加えること。
- ③ 港湾の整備の方向性について、洋上風力発電設備の設置及び維持管理に必要な港湾の機能を明らかにすること。
- ④ 本県のポテンシャルを明確にした検討を行うこと。
- ⑤ 国等の公的機関が公表している資料や本県が別途実施する調査等の内容をふまえて作成して差し支えないこと。

## 4 履行期間

契約締結日から令和5年8月31日まで

※「5 成果品」の（1）洋上風力発電施設に係る港湾整備調査結果報告書については、その電子データを令和5年7月31日までに三重県に提出すること。

## 5 成果品

次に掲げる成果品を三重県に提出すること。なお、報告書の取りまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。

- (1) 洋上風力発電施設に係る港湾整備調査結果報告書（A4版） 5部
- (2) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料 一式
- (3) 上記（1）～（2）にかかる電子データ 一式

## 6 業務遂行体制

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

## 7 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項については、三重県との協議により決定する。
- (2) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
- (3) 打ち合わせ協議後は速やかに協議記録を作成し、三重県に報告すること。
- (4) 業務における成果品およびデータ等を含むあらゆる制作物については、三重県が著作権を持つものとする。
- (5) 全てのデータについて出典を明示するとともに、電子データについては今後の更新が容易となるよう配慮すること。
- (6) 本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (7) 事業者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他にもらし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。